

# 大月市 通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組みの方針～

平成27年2月

大月市通学路安全推進会議

## 1 プログラムの目的

大月市内小・中学校の通学路の安全確保に向けた取り組みを行うため、「大月市通学路交通安全プログラム」を策定し、関係機関の連携のもとで児童生徒の安全な通学路の確保を図っていきます。

## 2 大月市通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るとともに、通学路の安全対策を推進するため、以下で構成する「通学路安全推進会議」を設置します。

### [推進会議の構成]

- ・国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所
- ・山梨県富士東部建設事務所
- ・山梨県富士東部教育事務所
- ・大月警察署交通課
- ・大月市交通指導員
- ・大月市小・中学校校長会
- ・大月市PTA連合会
- ・大月市産業建設部建設課
- ・大月市市民生活部市民課

## 3 取組方針

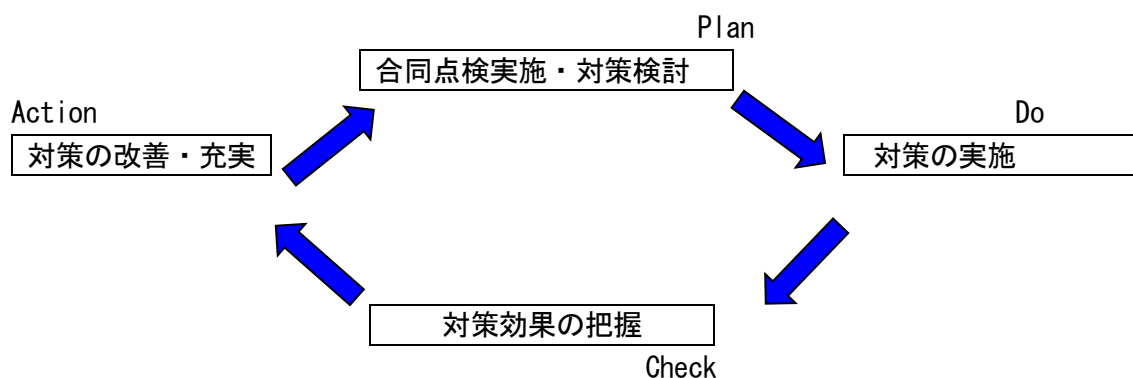
### (1) 基本的な考え方

通学路の安全を確保するため、合同点検を継続的に実施するとともに、それぞれの道路管理者の協力のもとで、安全対策を講じていきます。

また、安全対策実施後の効果把握も行い、対策の改善充実に努めます。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

### [通学路安全確保のためのPDCAサイクル]



(2) 定期的な合同点検 (Plan)

○合同点検の実施時期

- ・各学校から収集した危険箇所をもとに、概ね1年に1回合同点検を実施します。
- ・効率的・効果的な点検を行うため、通学路安全推進会議において重点課題を設定し、合同点検を実施します。

○合同点検の体制

- ・学校ごとに、学校、保護者、道路管理者、警察及び各学校に関わる地域関係者等が参加する合同点検を実施します。

(3) 対策の検討 (Plan)

- ・合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、歩道整備や防護柵設置等のハード対策を検討し、併せて交通規制や交通安全教育等のソフト対策など対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

(4) 対策の実施 (Do)

- ・対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握 (Check)

- 合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また児童生徒等が安全になったと感じているのか等を確認するため、各学校を通じて、現場での登校状況の確認や学校関係者からの聞き取りなどを行い、対策効果の把握を実施します。

(6) 対策の改善・充実 (Action)

- ・対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

4 箇所図、箇所一覧表の公表

学校ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するため、学校ごとの「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し公表する。